

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成19年3月20日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「平成16年度及び平成17年度における市内・市外旅行命令簿及び復命書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成19年4月13日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、「
の旅行伺兼旅行命令簿（平成16年度分及び平成17年度分）」を特定した上で、次の「（1）開示しないことと決定した部分」を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、次の「（2）開示しない理由」を付して、異議申立人に通知した。

（1） 開示しないことと決定した部分

の復命書（平成16年度分及び平成17年度分）

（2） 開示しない理由

当該期間における旅行については口頭で復命しており、復命書の作成又は取得をしていないため

3 異議申立て

異議申立人は、平成19年5月7日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

4 諮 問

平成19年5月21日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

当然1泊以上の出張も含まれており、口頭により復命しているとのことであるが、復命書は作成しなければならないと考える。その部分の開示を請求する。

2 異議申立ての理由

大和郡山市内で旅費が出ているのはおかしい。何に基づいて口頭で復命できるのか、その根拠の開示を請求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

職員が旅行（出張）を命ぜられた場合は、奈良県職員服務規程（昭和36年3月奈良県訓令甲第2号）第11条第1項に「職員に公務のため旅行を命ずる場合は、旅行命令簿によってしなければならない。」とあり、また、同条第3項に「旅行を命ぜられた職員は、当該旅行から帰庁したときは、帰庁した日から5日以内に復命書（第11号様式）を提出しなければならない。ただし、緊急の場合又は用務が軽易な事項である場合は、口頭で復命することができる。」とある。

異議申立書には、「当然1泊以上の出張も含まれており」と書かれているが、

の平成16年度及び平成17年度の出張は、日帰りによるもののみであり、また、それぞれの用務については、本庁や市町村等との打ち合わせなどの用地用務、管理用務等で、用務が軽易な事項であったため、奈良県職員服務規程第11条第3項ただし書による「緊急の場合又は用務が軽易な事項である場合は、口頭で復命することができる。」とする規定により処理している。

以上のことから、の復命書（平成16年度分及び平成17年度分）については、作成されていないため存在しない。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 行政文書の不存在について

異議申立人は、「の復命書（平成16年度分及び平成17年度分）」の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書は作成していないため不存在であると主張しているので、以下検討する。

実施機関の説明によると、の平成16年度及び平成17年度の旅行は、本庁や市町村等との打ち合わせなどの用地用務、管理用務等で、用務が軽易な事項であったため、奈良県職員服務規程第11条第3項ただし書の規定により、口頭で復命したとのことである。

この点に関し、当審査会において、平成16年度及び平成17年度の旅行伺兼旅行命令簿を見分したところ、すべて用地用務、管理用務等であることが認められた。実施機関の説明どおり、当該用務が軽易な事項であるとすれば、平成16年度及び平成17年度の旅行については口頭で復命しており、復命書の作成をしていないとする実施機関の説明に、特段不合理、不自然な点はなく、復命書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、復命書は存在しないとする実施機関の説明は、是認できると判断する。

3 結論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成19年 5月21日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成19年 6月28日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成19年11月 7日 (第120回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成19年12月 5日 (第121回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成20年 2月29日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いけだ としお 池田 敏雄	関西大学教授（行政法）	会 長
いしぐるよしひこ 石黒 良彦	弁 護 士	
おんだ まさこ 音田 昌子	大阪府立文化情報センター所長	
ちはら みえこ 千原美重子	奈良大学教授（臨床心理学）	
わたなべ まさる 渡辺 賢	大阪市立大学教授（憲法）	会 長 代 理